

西宮市

『盛土規制法』運用開始のお知らせ

令和 7 年 5 月 23 日予定



- 本市では令和7年5月23日に**市内全域**を宅地造成等工事規制区域に指定し、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」の運用を開始します。
- 下記の許可対象となる規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可が必要となります。
- 『建設予定地に関する調査依頼書』の回答については、令和7年3月31日までは旧法に基づき回答し、令和7年4月1日より盛土規制法に基づき回答します。
- 令和7年5月23日以後に工事着手する場合、盛土規制法に適合しているか確認をお願いします。

許可対象となる盛土等の規模

【土地の形質の変更】

イメージ図	
	盛土で 1 m超 の崖
	切土で 2 m超 の崖
	切盛で 2 m超 の崖
	2 m超 の盛土
	切盛面積 500 m²超

【土石の一時堆積】

イメージ図	
	2 m超 かつ 300 m²超の堆積
	500 m²超 の堆積

■担当 問合せ先

西宮市 都市局 建築開発指導部 開発審査課 TEL:0798-35-3602



西宮市キャラクター